

門真市空家等対策協議会について

目次構成

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法
2. 空家等対策計画の目的と概要
3. 門真市空家等対策協議会の役割
4. 門真市空家等対策協議会の運営

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

(施行:平成27年2月26日)

背景

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のための対応が必要（第1条）

定義

- 「空家等」とは・・・
建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。（第2条第1項）
- 「特定空家等」とは・・・
 - ① 倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ② 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ④ 周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。（第2条第2項）

市の責務等

- ・ 空家等対策計画の策定（第6条）
- ・ 空家等対策協議会の設置（第7条）
- ・ 空家等の所在や所有者の調査（第9条）
- ・ 固定資産税情報の内部利用（第10条）
- ・ データベースの整備（第11条）
- ・ 適切な管理の促進、有効活用（第12条、第13条）
など

特定空家等

- ・ 措置の実施のための立入調査
- ・ 指導→勧告→命令→代執行の措置
など

2. 空家等対策計画の目的と概要

① 計画策定の目的

- 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等に関する対策について定める

② 計画に定める事項

- 対象地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策の基本方針・計画期間
- 空家等の調査に関する事項
- 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 空家等の活用の促進に関する事項
- 特定空家等に対する措置
- 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3. 門真市空家等対策協議会の役割

門真市空家等対策協議会の目的

- 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、門真市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く
- 協議会は、門真市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項を協議

門真市空家等対策協議会の組織体制

- 協議会は、市長及び委員10人以内で組織し、学識経験者・市議会議員・市民の代表で構成
- 協議会は、必要に応じて専門部会を置き、会長及び会長が指名する委員で組織

4. 門真市空家等対策協議会の運営

門真市空家等協議会の運営要綱（案）

条例第7条第2項に定める専門部会について（第2条）

- ・専門部会は「特定空家等及びその他の事項について協議する組織」
- ・専門部会に部会長を置き、協議会の会長をもって充てる
- ・専門部会に部会長代理を置き、協議会委員のうちから部会長が指名
- ・専門部会の会議は、部会長が招集
- ・専門部会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- ・専門部会の議事が決されたときは当該決議をもって協議会の決議とすることができる

会議の公開、傍聴等について（第3条から第8条）

- ・会議は原則として公開
- ・公開の方法は、傍聴席を設け定員を10人とし、市民の傍聴を認める
- ・会議の開催は1週間前までに市の情報コーナーに掲示すること等により周知
- ・公開した会議の会議録は市のHP等で閲覧に供する